

京都市告示第199号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和2年5月26日から令和4年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、公の施設における歳入の徴収及び収納の事務を委託しました。

令和2年7月1日

京都市長 門川 大作

1 京都市公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	主たる事務所の所在地
サントリーパブリシティサービス株式会社 代表取締役 間野 文祥	東京都江東区豊洲3丁目2番地24号 豊洲フォレシア16階

2 委託する事務

京都市美術館における観覧料の徴収及び収納の事務

(美術館)